



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 十 六 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 領 取 小 島 伸 夫
(コード番号 8356 東証・名証第1部)
問 合 せ 先 経営企画部長 名 知 清 仁
電 話 番 号 (058) 265-2111

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月19日開催予定の第234期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第6条第1項の定めに基づき、株券の発行に関する定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされており、以下の変更とともに所要の変更を行うものであります。
- (2) 前(1)に伴い、単元未満株券の不発行に関する現行定款の規定が無効となっているため、関連部分を削除するものであります。
- (3) 決済合理化法の施行とともに「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことから、現行定款規定のうち実質株主に関する条文が無効となっているため、関連部分を削除するものであります。
- (4) 前(1)に伴い新たな株券喪失登録はなされなくなるため、これに関する条文を削除する一方、会社法第221条の規定により、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の効力発生日の翌日から起算して1年を経過しない間は、引き続き株券喪失登録簿を作成し備置く必要があることから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) 銀行法第57条の規定に従い、電子公告制度を採用し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を明確にするため、現行定款第5条(公告方法)につき、所要の変更を加えるものであります。
- (6) 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号)第3条により、社債等登録法(昭和17年法律第11号)が廃止されていることを踏まえ、現行定款第2条(目的)における同法の記載を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成21年6月19日(金)

定款変更の効力発生予定日 平成21年6月19日(金)

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

経営企画部ブランド戦略室(広報担当) TEL (058) 266-2512

(下線は変更部分)

現 行	改 正 後
<p>(目的) 第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1.～4. 略 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. 略 略</p>	<p>(目的) 第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1.～4. 現行どおり 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. 現行どおり 現行どおり</p>
<p>(公告方法) 第 5 条 当銀行の公告は、日本経済新聞および岐阜市において発行する岐阜新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および岐阜市において発行する岐阜新聞に掲載して行う。</p>
<p>(発行可能株式総数および株券の発行) 第 6 条 略 <u>② 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u> 略</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 現行どおり (削除) 現行どおり</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 略 <u>② 当銀行は、第 6 条第 2 項の規定にかかるわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第 8 条 現行どおり (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.～4. 略 略</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.～4. 現行どおり 現行どおり</p>

現 行	改 正 後
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 略	第11条 現行どおり
② 略	② 現行どおり
③ 当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。	③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
略	現行どおり
(新 設)	<u>附 則</u>
	第1条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。
(新 設)	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。